

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
9月2日より、愛知銀行において

プレミアハピネス

生存保障重視型個人年金保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、2013年9月2日より、株式会社愛知銀行(頭取:幅 健三)において、**生存保障重視型個人年金保険「プレミアハピネス」**を販売開始いたします。

「プレミアハピネス」は、5年間の運用期間でお客様の資産を確実にふやすことのできる年金保険です。

本商品では、基準利率に基づき契約日に5年後の年金原資額が決まります。保険期間の途中で解約したときのお受取額もご契約時に決まるため、一時払保険料と同額になる年月数があらかじめわかります。

また、5年以内にお亡くなりになったときは、一時払保険料と同額の死亡給付金をお受け取りいただけます。死亡給付金は、生前に誰に残すかを決めておくことができるため、相続準備にもご活用いただけます。

そのほか、本商品は5年後の年金原資額のお受取方法として、年金(3年、5年、10年確定年金)・一括受取をご用意し、お客様のライフプランに応じた方法をご選択いただけるしくみとするなど、お客様の多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる商品となっています。

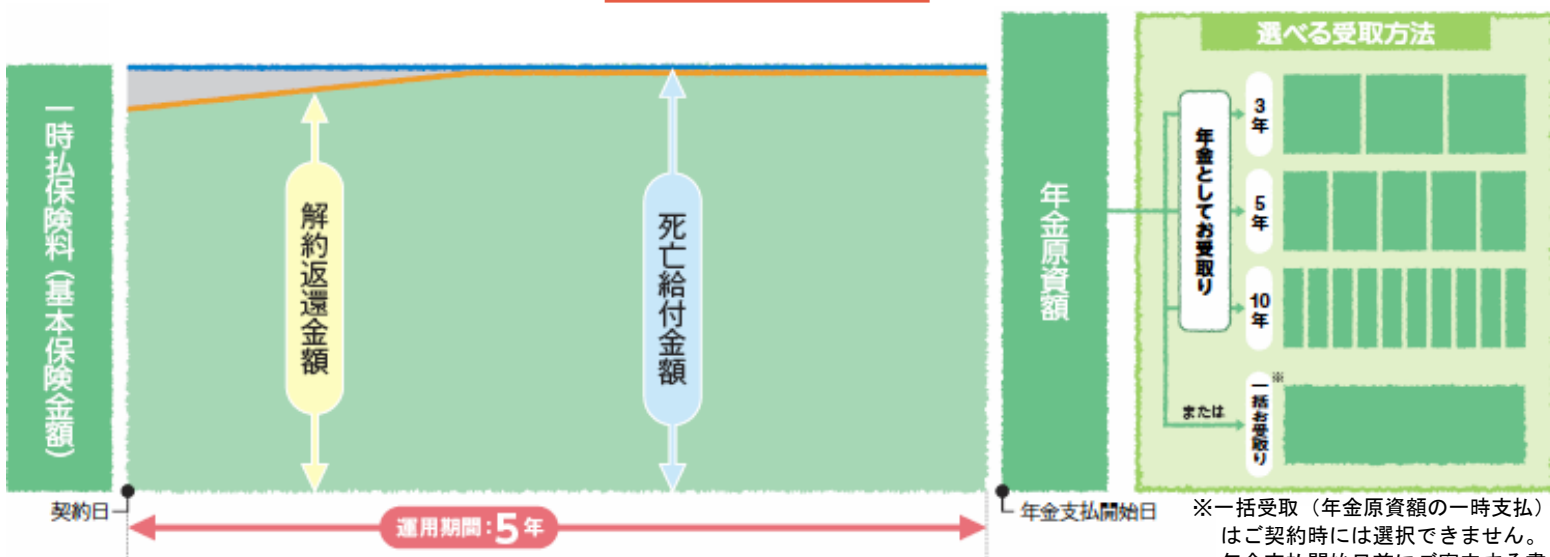
第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客様のニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

プレミアハピネス

生存保障重視型個人年金保険

のしくみと特徴



※一括受取（年金原資額の一時支払）はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

確実にふやしたいあなたへ。

お客様の大切な資産を、5年間の運用期間で確実にふやします。

- 基準利率に基づき、契約日に5年後の年金原資額が決まります。
- 解約返還金額も契約日に決まるため、一時払保険料と同額になる年月数が、あらかじめ分かります。

安心してのこしたいあなたへ。

万一のとき、死亡給付金をお受け取りいただけます。

- 万一のとき、一時払保険料と同額の死亡給付金をお受け取りいただけます。
- 死亡給付金は大切な人にのこせます。

思いどおりに受け取りたいあなたへ。

年金原資額のお受取方法は、複数の方法からお選びいただけます。

- 年金原資額をご自身のライフプランに合わせて年金（3・5・10年確定年金）で受け取るか、一括で受け取るかをお選びいただけます。

【ご注意】

- * この保険の年金原資額および解約返還金額は、契約日の基準利率、性別および年齢などにより異なります。
- * この保険は、運用期間中において、死亡給付金額は基本保険金額（一時払保険料相当額）と同額とし、解約返還金額は死亡給付金額を限度とすることにより年金原資額を増加させるしくみとした生存保障重視型の年金保険です。
- * ご契約後、一定期間内に解約された場合の解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ります。
- * この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

【基準利率について】

- * この保険では、基準利率は毎月2回（1日と16日）設定されます。
- * 基準利率は運用期間を通じて一定で、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）の基準利率が運用期間の満了日まで適用されます。

<ご注意ください>

- * 一時払保険料が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。一時払保険料に対する実質利回りは、基準利率よりも低くなります。
- * お申込みから契約日までの間に基準利率が変更された場合、契約日における基準利率が適用されますのでご注意ください。

【主なお取扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	100万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他の第一フロンティア生命の定額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間	5年
契約年齢	0歳～85歳 *ご契約時における被保険者の満年齢
年金受取開始年齢	5歳～90歳
年金原資額のお受取方法	<ul style="list-style-type: none">● 確定年金(3年・5年・10年)● 一括受取(年金原資額の一時支払) *一括受取につきましては、ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
付加できる特約	死亡給付金等の年金払特約

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット 兼 特に大切なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」を必ずお読みください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C23F0098(H23.10.26)